

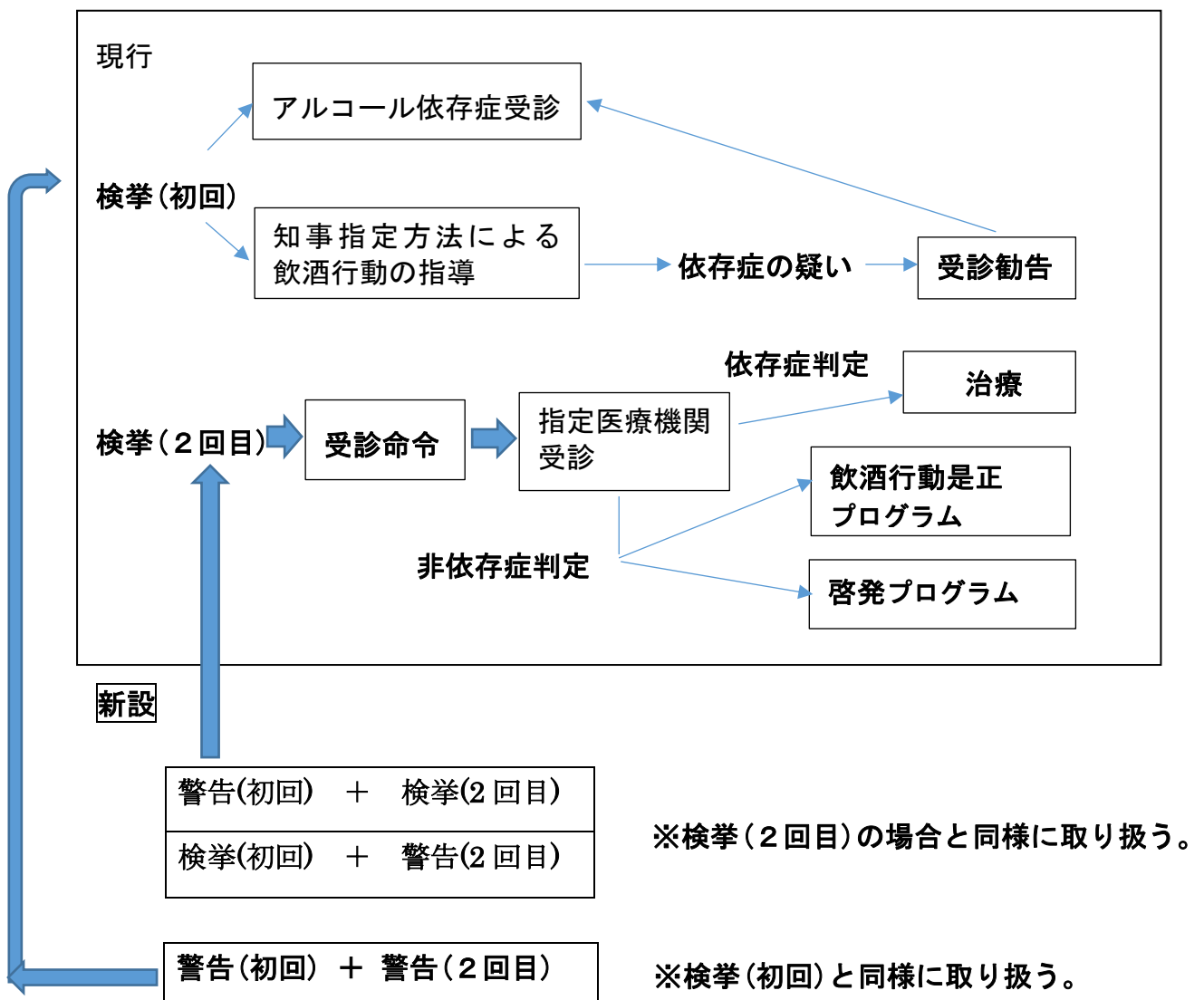
# 福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例 改正の概要

## I アルコール依存症受診及び治療への誘導の強化(第8条等)

1 飲酒運転者のうち、基準値(※)未満のため検挙されず「警告」に留まった者(準違反者)に対する行政指導を新設⇒準違反者情報の取得及び適正管理(第8条の3第1項、第2項)

※ 身体に保有するアルコールの程度が呼気1リットルにつき0.15ミリグラム

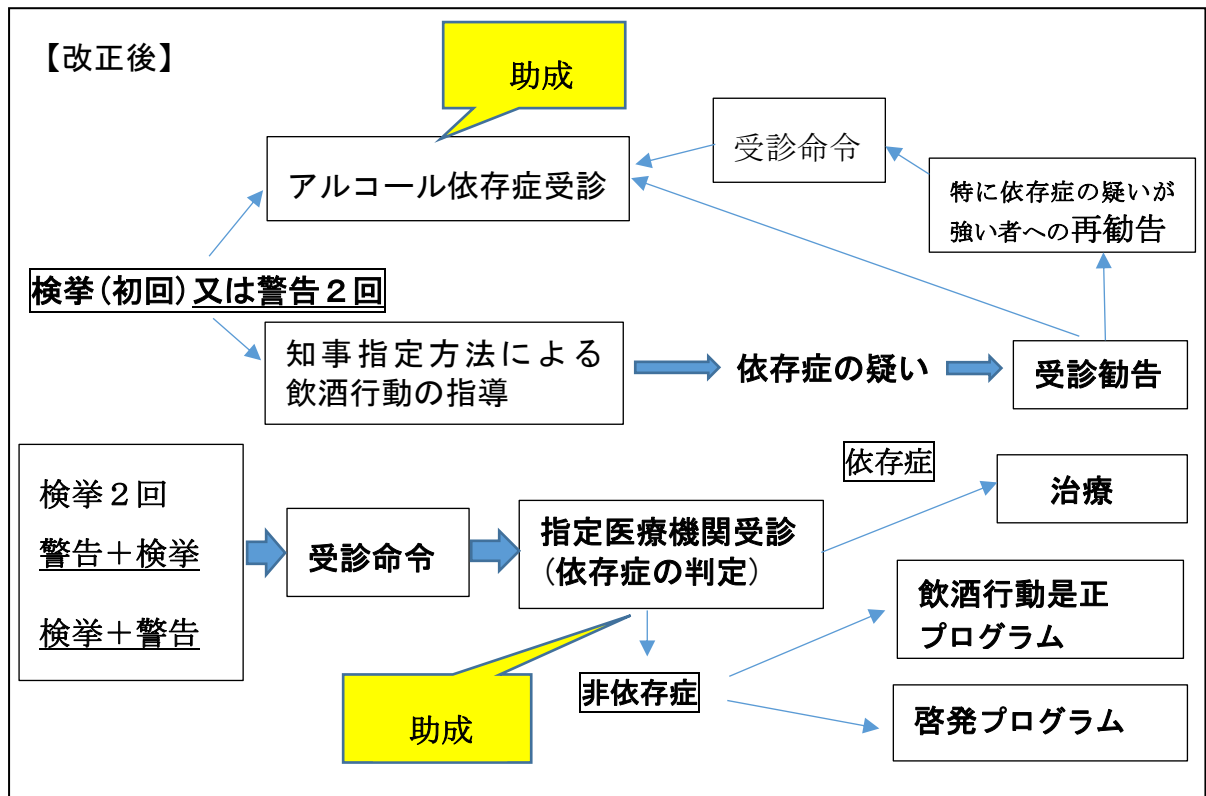
2 警告を受けた場合も検挙に進じて下図のとおり、「警告(初回)+検挙(2回目)」又は「検挙(初回)+警告(2回目)」でも受診命令の対象とする。ただし、警告2回の場合は受診勧告に留める。(第8条第4項、第8条の3第3項、第4項)



3 検挙（初回）された違反者で受診勧告をした者のうち、特にアルコール依存症の疑いが強い者に対しては、受診命令を出すことができるようにする。

（第8条の2第3項）

4 受診・治療支援のための助成措置(公費負担)を規定(第9条の2第1項)



## II 「見逃さない」県民意識づくり

- 1 スローガン(飲酒運転をしない、させない、許さない)に「そして見逃さない」を加える。(第1条、第3条、第7条)
- 2 県民の通報義務の強化(第7条第3項)  
→通報を努力義務から義務へ。ドライブレコーダー等の記録情報の提供義務。

## III 県民意識の醸成対策の強化

- 1 市町村の取組を促進(第5条の2)  
→計画策定や条例制定等による継続的取組を要請

2 違反者等の同居家族等への協力依頼(通知)を規定(第12条第3項)

3 県職員の自覚の喚起(第14条第2項)

#### IV 事業者の責務等の強化及び具体化

1 事業者の責務をより具体化し、違反者に関する通知範囲の拡大(第16条)  
⇒プライベート時の飲酒運転についても、雇用主等に通知(ただし匿名)

(1) 道路交通法第108条の34の規定による道路交通法令違反通知書  
→業務中の飲酒運転等  
再発防止指導のため、違反者の氏名、違反日時、場所等を自動車の使用者  
(道路運送事業者等)に通知

(2) 現行の本条例第16条の規定による通知  
→通勤又は通学途上の飲酒運転  
→道路交通法第108条の34に準じた事項及び再発防止措置義務(違反者への指導や従業員研修の実施等)を事業者に告知  
→事業者の指揮監督権の範囲内であり、責任が発生する場合があるため、事業者としても具体的な事実を知っておく必要があることから、違反者の氏名等も通知

(3) 改正案による通知  
→私用中の飲酒運転に拡大  
→事業者(雇用主又は学校)に再発防止措置義務(研修等の実施)の告知  
→事業者には責任は発生せず、従業員等に対する研修等の実施を求めることのみを目的とした通知のため、匿名で、従業員等の違反事案があったことのみを通知

2 「飲食店営業者等」や「酒類販売業者等」の義務の拡大(第18条、第22条)  
→ポスター等掲示義務を飲食店集合ビルの所有者に拡大、飲酒運転防止措置義務を駐車場非設置飲食店に拡大等

3 イベント主催者の責務を新設(第20条の2)  
→飲食店と同様の措置を義務付け

4 タクシー事業者、運転代行事業者等の通報義務の強化(第24条第3項)  
→通報義務を努力義務から義務へ。通報訓練に関する義務を追加。

## V 施行日

### 1 公布の日(定義、理念的規定及び特段の準備行為を要しない規定)

○第1条、第2条、第3条、第7条第2項及び第3項、第8条第1項

○第5条の2

○第8条の3第1項

○第14条

### 2 8月25日(周知期間及び一定の準備期間を要する規定)

○第16条、第18条、第20条の2、第22条、

第24条第3項

### 3 規則で定める日(予算措置、定数増その他の体制整備を要する規定)

(体制整備)

○第8条第4項、第5項及び第6項、第8条の2第3項、第8条の3第2項  
から第4項まで、第9条、第10条、第10条の2、第11条、第12条

○第34条の2

○第37条

(予算措置)

○第9条の2